

# 株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 深浦 風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成27年9月25日  
経 済 産 業 省  
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ  
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 深浦風力  
発電事業環境影響評価方法書について、株式会社グリーンパワーインベスト  
メントに対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

## 1. 計画概要

- ・場 所 : 青森県西津軽郡深浦町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大100,000kW

## 2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価方法書受理	平成27年 4月23日
住民等意見の概要受理	平成27年 6月25日
青森県知事意見受理	平成27年 9月15日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原  
電話03-3501-1742(直通)  
03-3501-1511(代表)  
4921(内線)

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 深浦  
風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

- 1 対象事業実施区域からの距離が比較的近い範囲に学校、保育園、福祉施設等の環境保全上配慮すべき施設及び住宅があり、また、対象事業実施区域は、これら施設及び住宅より高い場所にあることから、風車の影による環境影響について、風力発電機建設地点の地形等を考慮した上で、調査地域及び予測地域の範囲を拡大することについて検討すること。
- 2 対象事業実施区域及び周辺において、水道水及び農業用水の水源が複数存在していることから、表流水、地下水及び湧水の利用状況を把握した上で、工事中及び供用時の取水点における水質及び水量への影響について明らかにすること。
- 3 対象事業実施区域には、水源かん養保安林等に指定されている森林が分布していることから、風力発電機の配置等の具体的な検討に当たっては、現状の植生状態について十分な調査を行った上で、保安林に対する影響の予測及び評価を行うこと。
- 4 渡り鳥、希少猛きん類等の鳥類の調査に当たっては、地元の専門家からの意見聴取等により、事業実施区域における生態を踏まえた上で、適切な調査時期等を検討し、調査、予測及び評価を行うこと。
- 5 対象事業実施区域及び周囲において、魚類及び底生動物の調査地点以外にも溜池等の止水環境が存在しており、池ごとに異なる生物相を有する可能性がある。また、河川において、下流域を調査地点としているが、より上流に生息する動物に対する影響が大きいことが考えられることから、工事に伴う濁水による影響を受けるおそれ大きいと想定される適切な地点を調査、予測地点として選定すること。
- 6 対象事業実施区域周辺には、世界自然遺産に指定されている白神山地が存在しており、事業実施に伴い、白神山地からの眺望に影響を及ぼすおそれがあるため、調査及び予測を行う主要な眺望点として「風車の丘白神展望台」を選定しているが、この地点は世界自然遺産区域外であり代表的な地点と言い難いことから、適切な調査及び予測地点を選定すること。

7 対象事業実施区域には、ブナクラス域代償植生のうち植生自然度の高いオオバクロモジミズナラ群落等が存在し、重要な自然環境のまとまりの場となっている。そのため、主務省令（平成10年通商産業省令第54号）の参考項目とはされていないが、「工事用資材等の搬出入」及び「建設機械の稼働」による接触事故等により、動物への影響を及ぼすおそれがあることから、これら工事の実施に伴う動物への影響について、環境影響評価項目として選定することを検討すること。